

ご案内

貸し出しします
自動体外式除細動器(AED)
 市民が参加するスポーツ競技等の行事を開催する町内会・自治会、市内で活動する団体
貸出期間最長で貸出日を含む1週間(6泊7日)
貸し出し期間中、一定の有資格者(AEDの操作を含む普通救命講習会等の修了者、医師、看護師、保健師、救急救命士のいずれか)を配置して

社会保障・税番号(マイナンバー)制度について
個人番号カードを利用する利点について

マイナンバーをお知らせする通知カードは、10月以降、全市民に簡易書留郵便でお送りします。
 この通知カードで自分のマイナンバーを知ることができ、個人番号カードの交付を受ければ、より便利になります。
個人番号カードを入手するには
 個人番号カードは、10月以降、交付申請をすることができ、交付申請書は、通知カードの封書に同封しています。必要事項を記入、押印、顔写真を添付して郵送で申請して下さい。
 個人番号カードが出来上がったら、交付通知書が送付されて、AEDが設置されている施設で開催する場合は、貸し出し不可。
貸出希望期間の2か月前より7日前に、貸出申込書及び有資格者の資格証の写しを、直接または郵送で保健総務課(市庁舎7階、〒194-8552)・森野2-2-22へ。
貸し出しの際には、身分証の提示が必要です。
貸出期間の予約は、電話で受け付けています。
保健総務課 ☎724・2103
保健課 ☎724・2101・8202



ご利用下さい。町田市精神障がい者
家族支援事業
 精神保健福祉社が相談をお受けしたり、家族支援利用者の懇談会や学習会を実施しています。お気軽にお問い合わせ下さい。
町市内在住で、精神障がいのある方のご家族
日毎週月・木曜日(相談受付時間)午前10時～午後3時
場所がや会館3階
申電話でできるびあ会 ☎724・20714へ。
必要に応じて面接や訪問として「電子証明書」が搭載されます。
 これにより、発行端末が設置されているコンビニエンスストアで、住民票の写し・印鑑登録証明書・課税証明書等が取得できます(午前6時30分～午後11時)。
 なお、発行を受けるには、あらかじめ設定した暗証番号の入力が必要なので、他人が不正に住民票等を取ることができないようになっています。

町田市精神障がい福祉課 ☎724・2145
 FAX 050・3101・1653
ご意見を募集します
町田市芹ヶ谷公園再整備基本計画(案)
 市は、芹ヶ谷公園について、文化・芸術を発信する「芸術の杜」とすることを目指した再整備基本計画の案を作成しました。
資料は、公園緑地課(市庁舎8階)、各市民センター、各市立図書館等で閲覧・配布及び町田市ホームページをご覧ください。
ご意見をお寄せ下さい。
提出方法書面に、ご意見・住所・氏名・電話番号を明記し、6月23日～7月6日(消印有効)に直接、郵送、FAXまたはEメールで公園緑地課(〒194-8520、森野2-2-22、FAX 050・3161-97)

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
 町田市食育推進計画推進委員会
 町田市教育委員会定例会
 町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

公開している会議 傍聴のご案内

会議名	日時	会場	定員	申し込み
ごみの資源化施設地区連絡会(町田リサイクル文化センター周辺エリア)	6月24日(水)午後6時30分から	町田リサイクル文化センター一研修室	10人程度(先着順)	直接会場へ ☎循環型施設整備課 ☎724・4384
総合戦略協議会	6月26日(金)午前10時30分から	市庁舎2階会議室2-1	5人(申し込み順)	住所・氏名・電話番号を明示し、6月25日までに電話で企画政策課 ☎724・2103へ
町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会	6月30日(火)午後6時30分～8時30分	市庁舎2階会議室2-1	10人(申し込み順)	6月29日午後5時までに電話で環境政策課 ☎724・4386へ
町田市食育推進計画推進委員会	7月2日(木)午後1時30分～3時30分	保健所中町庁舎1階講堂	5人(先着順)	直接会場へ ☎保健予防課 ☎722・7996
町田市教育委員会定例会	7月3日(金)午前10時から	市庁舎10階会議室10-3～5		会議当日に教育総務課(市庁舎10階、☎724・2172)で受け付け
町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会	7月6日(月)午後2時～3時30分	市庁舎2階会議室2-1	5人(申し込み順)	7月3日までに電話で障がい福祉課 ☎724・2148へ

申請を受け付けます
幼児教育手当
 本手当は2015年3月議会の可決をもって、廃止となりました。ただし、今年度限り経過措置として5歳児を

国民年金保険料の免除・猶予制度
納付が困難な場合
 失業や所得減少などで、国民年金定額保険料(2015年度は月額1万5590円)を納めることが困難な場合に、審査により保険料納付が免除や猶予となる制度があります。2年1か月前の保険料分まで、保険料の免除や猶予の申請ができます。
承認を受けた期間は、老齢基礎年金等の受給資格期間に加えられ、年金額にも一部反映されます。一部免除の場合は、残りの必要な保険料を納めないと未納の扱いとなります。
免除や猶予の承認を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなりま

免除の申請受付
 7月～2016年6月分保険料の免除や猶予の申請受付を7月1日から開始します。
場保険年金課(市庁舎1階)、各市民センター
持物印鑑・年金手帳(失業を理由に申請する方は、離職票等も)
※必要な書類等の詳細はお問い合わせ下さい。
【今も将来も国民年金は生涯の備えです】
 国民年金制度は、老齢になったとき、病やけがで重度の障がいが残ったとき、家庭の生計を支える方が死亡した

対象に、手当の支給を行います。
 2010年4月2日～2011年4月1日生まれで、次のすべての要件を満たす幼児
 ①2015年1月1日～7月1日の間、継続して市内に住
 民登録がある②認可幼稚園・認可保育園・認定こども園・東京都認証保育所・東京都認定した幼稚園類似の幼児施設・家庭的保育者(保育ママ)のいずれも利用していない
内幼児1人あたり月額1万2000円を保護者に支給(10月末日に支給予定)
申申請用紙に記入し、7月1日～15日(必着)に直接子ども総務課へ(郵送も可)。
※受付期間を過ぎると申請できません。
※申請用紙は、子ども総務課(市庁舎2階)、各市民センター、木曾山崎連絡所にあります(町田市ホームページでダウンロードも可)。
問子ども総務課 ☎724・2551 FAX 050・3101・8377

まちだの未来を創ろう
協働力・地域力
アップ講演会
日7月4日(土)午後1時～4時
場市庁舎

町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会
町田市食育推進計画推進委員会
町田市教育委員会定例会
町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会

国民年金の種類と年金受給額(2015年度)

区分	年金受給額(年額)
老齢基礎年金	78万100円(満額)
障害基礎年金	97万5100円(1級) 78万100円(2級)
遺族基礎年金	100万4600円(子が1人いる配偶者の場合)
寡婦年金	国民年金第1号被保険者保険料納付済期間に応じた金額
死亡一時金	
外国人のための脱退一時金	

ときに年金の給付を受け、安心した生活の維持に備えるための制度です。保険料未納期間があると、各種年金の受給資格を満たさなくなる場合があります。年金受給請求の際には、保険年金課国民年金係へご相談下さい。
 なお厚生年金や共済年金の加入期間のある方、また国民年金第3号被保険者期間のある方は、八王子年金事務所へご相談下さい。